

岡崎市創業資金保証料補助金

「愛知県経済環境適応資金（創業支援資金）」を利用して創業した方に信用保証料の一部を補助します。

（岡崎市内に住所（本店）及び主たる事業所がある方が対象となります。）

申請期限

融資実行から60日以内

（ただし、補助金の対象となる自動車購入資金を含む場合は、車両登録から60日以内）

補助内容

信用保証料額の50%（上限20万円）※ただし、以下に該当する場合は80%

- ①岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合
- ②岡崎市の伝統的工芸品に係る事業を行う場合
- ③30歳未満の中小企業者である場合

申請方法

下記の必要書類を市役所商工労政課へ提出してください

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②請求書
- ③貸付実行通知書（金融機関作成）
- ④信用保証委託申込書（写）
- ⑤信用保証書（写）
- ⑥創業した日または創業予定日がわかる次のいずれかの書類
創業計画書（写）・開業届（写）・履歴事項全部証明書（写）
- ⑦市税納税証明書（原本）
- ⑧借換金額を証明する書類（借換を含む場合）
- ⑨許認可証（写）
- ⑨車両の購入の場合は車検証（写）

商工労政課労政金融係（市役所西庁舎地下1F）
TEL 0564-23-6214 FAX 0564-23-6213